

神奈川県最低賃金改定等についての意見書

今日、非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層が増大している。また、新規卒業を含め正社員の採用が減少していることや、雇用形態の多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化など雇用環境の著しい変化の中で、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっていると考ええる。

このような状況を勘案すると、今日ほど賃金のセーフティネットの充実が求められている時はないと考える。最低賃金制度は、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つである。

したがって、真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結拡大、適用労働者の拡大と均等・均衡待遇が重要な課題であると考ええる。

よって、貴職におかれては2011年の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点にたち、フルタイム正規雇用労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。
また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係わる施策との整合性を考慮することが確認されていることから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月30日

平塚市議会